

# I 助成金

## 1-1 雇用調整助成金----- P. 6

一時休業等を行い、労働者の雇用維持を図った事業主

＝4月1日から9月30日まで＝

①助成率：大企業 2/3、中小企業 4/5（上限 15,000 円）

【解雇を行わない場合】

大企業 3/4、中小企業 10/10（上限 15,000 円）

②支給限度日数：1年間で100日（3年間で150日）

＋緊急対応期間（4月1日～9月30日）

③対象：雇用保険適用事業所の事業主（雇用調整助成金）

※パート・アルバイト（週20時間未満）

労働者災害補償保険の適用事業主

④要件：1か月の売上高等が前年同月比5%以上の減  
休業等が労使協定に基づくものであること

## 1-2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金----- P. 20

休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方

①助成内容：休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を  
休業実績に応じて支給

②対象：主に以下2つの条件に当てはまる方

- ・令和2年4月1日から9月30日までの間に事業主の指示を受けて休業（休業手当の支払なし）した中小企業の労働者
- ・その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

## 2-1 小学校休業等対応助成金----- P. 34

保護者に対して、別途、有給休暇を取得させた事業主

- ①助成内容：賃金相当額×10/10（令和2年4月1日以降に取得した休暇については15,000円）
- ②支給対象：保護者に労基法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
- ③期間：令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇が対象

## 2-2 小学校休業等対応支援金----- P. 57

委託を受けて個人で仕事をする方

- ①助成内容：令和2年4月1日以降に取得した休暇については、1日当たり7,500円（定額）
- ②支給対象：子の世話を行うために、業務委託契約等に基づく業務が予定日時にできなくなった保護者等
- ③期間：令和2年2月27日～9月30日の間に取得した休暇が対象

## 3-1 働き方改革推進支援助成金（テレワークコース） - P. 72

テレワークを新規で導入する中小企業事業主

- ①助成内容：(国)対象経費の合計額×1/2（上限100万円）  
(県)国の支給決定額と同額
- ②支給対象：労働者災害補償保険の適用事業主かつ中小企業事業主
- ③支給要件：令和2年2月17日～5月31日中に  
助成対象の取組みを実施  
テレワークを実施した労働者が1人以上

3-2 働き方改革推進支援助成金（職場意識改善コース） P. 86  
労働者が利用できる特別休暇の規定を整備する中小企業事業主

- ①助成内容：(国)対象経費の合計額×3/4（上限 50 万円）  
※一定の要件を満たす場合は 4/5  
(県)国の支給決定額×1/4（上限 12.5 万円）
- ②支給対象：労働者災害補償保険の適用事業主かつ中小企業事業主
- ③支給要件：労務管理担当者に対する研修を行う等、支給対象となる取組を 1 つ以上実施

4-1 緊急小口資金-----  
休業により生活資金でお悩みの方 P. 104

- ①貸付上限額：10 万円以内  
(学校等の休業等の特例 20 万円以内)
- ②措置期間：1 年以内
- ③償還期限：2 年以内
- ④貸付利子：無利子
- ⑤保証人：不要
- ⑥対象：緊急的・一時的な生活維持のため貸付が必要な世帯

4-2 総合支援資金-----  
失業等により生活資金でお悩みの方 P. 105

- ①貸付上限額：(2 人以上)月 20 万円以内  
(単身)月 15 万円以内  
貸付期間：原則 3 ヶ月以内
- ②措置期間：1 年以内
- ③償還期限：10 年以内
- ④貸付利子：無利子
- ⑤保証人：不要
- ⑥対象者：日常生活の維持が困難となっている世帯